

県教委が19年度12月期勤勉手当から反映をめざす人事評価制度とは？

県教委提案内容

1. 勤勉手当への反映は、人事評価のうちの業績評価とすること。
2. H31 4.1から 9.30 までの期間を評価した12月期の人事評価をもとに 12 月支給期の勤勉手当に反映すること。
3. 対象職員は市町立小中学校の主幹・指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員とすること。
4. 反映率は、県立学校と同様の率を想定していること。

県教組の考え

2014年に県立学校に導入された際に左の5項目について確認を求めました。とりわけ、5原則2要件は譲れないという考えからこれまで折衝しています。今後も合目的性から「なぜ今？」、透明性から「開示の義務は？」、公平性から「こちらから管理職の評価は？」等や反映率の納得性等を求めて話し合っていきます。

人事評価導入に際しての確認事項

1. 学校教育は全体の協力協働で成り立っていること
2. 評価のためには十分なコミュニケーションによる相互信頼が必要であること
3. 学校教育の充実・活性化と教職員の資質向上を目的としなければならないこと
4. 各校の実態をふまえるとともに、教職員の創意・工夫が十分に保障されるものでなければならないこと
5. 5原則2要件に裏打ちされたものでなければならないこと。

**5原則：合目的性 公正公平性 客観性
透明性 納得性**
**2要件：新しい労使協議制の確立
苦情処理制度の創設**

現在、県立学校の反映率はこんな感じです(18人勸後)

総合評価	S	A	B	C	D
支給月数	1.015(+0.065)	0.9825(+0.0325)	0.95	0.9175(-0.0325)	0.885(-0.065)
人員分布率	5%以内	20%以内			

総合評価 C.D の減額分を S.A にまわすものではありません！ C.D が0人でも S.A 評価者には反映します。

S.A の原資は扶養手当のはね返し分を全員から薄く削って S.A にまわします。給与40万の人で約 6,000 円減。

1. ここまでの経過

(1) 2018年12月25日 県教委からの提案

「19年12月から市町立学校一般教職員人事評価の業績評価を勤勉手当に反映したい。」

※「改正」地公法 14年5月14日公布（公布日から2年以内）

□人事評価制度の評価結果反映導入時期

- ・2006年12月 県庁知事部局管理職
- ・2008年12月 県立学校管理職
- ・2012年12月 小中学校管理職・県立学校事務・現業
- ・2014年12月 県立学校一般教職員

5年前は評価期間に突入してからの提案だったが、今回はその前に提案された。しかし11月の確定交渉時に提案するべきである！

多くの都道府県が、この法律の「改正」で賃金への反映が一気に進んでいます。

管理職は7年前から導入されている。管理職の反映率は一般教職員より大きい。

(2) その後の県教委折衝 【折衝ポイント】

- ①人事評価制度の賃金処遇への反映は交渉事項。合意がない中での実施はあり得ない。
- ②中教審答申からも教職員の働き方が見直されている。評価項目が14年のままではおかしい。
- ③規則では「原則開示」となっている。しかし県立では「希望者に開示」としている。評価制度の透明性・納得性の観点から改善すべき。
- ④「人事評価マニュアル」を全職員に配布せよ。
- ⑤事務職員においては、県教委が「職務標準」を明確にする必要がある。
- ⑥75%がB評価になる制度では、大半の教職員のモチベーションが下がる。その対策を考えるべき。

12月からお金が絡みます。校長に恣意的な評価をさせないように評価結果の開示を求めていきます。試行のための開示期間は3月終わりになる予定です！

(3) 県教委は、3月上旬～中旬にむけて話し合いを進め、合意しようとしている。

3. 勤勉手当支給率（概算）

標準	18.12月期支給	差	S 特に優秀	A 優秀	B 良好
0.95月	0.9651月	-0.0151	1.015月	0.9825月	0.95月
			+0.065	+0.0325	±0

※跳ね返り分 左頁下段右隅を参照

月額	跳ね返り分	上積み額（B標準比）		
200,000円の場合	-3,020円	Sの場合 +13,000円	Aの場合+6,500円	Bの場合0円
300,000円の場合	-4,530円	Sの場合 +19,500円	Aの場合+9,750円	Bの場合0円
400,000円の場合	-6,040円	Sの場合 +26,000円	Aの場合+13,000円	Bの場合0円

【上記表の見方】

- (1) これまで給料の9.651月分支給されていた勤勉手当が全員、標準の0.95月となる。金額に換算すると、月額20万円で-3,020円～月額40万円で-6,040円となる。
- (2) 上記(1)で集めた金額をS,A評価者に配分する。
 - ・A評価の場合、月額20万円で6,500円のプラス。月額40万円で13,000円のプラス
 - ・S評価の場合、月額20万円で13,000円のプラス。月額40万円で26,000円のプラス
- (3) 跳ね返り分の減額計算は、月額30万円で $300,000 \times 0.0151 = \underline{4,530}$ となる。